

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者の医療費の一部を本人またはその保護者に助成することにより、重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)を総称していう。

(2) 重度心身障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の級が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級から3級までに該当するもの

イ 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付の申請をしている者のうち、現にその交付および同条第5項の規定による通知を受けていない者であつて、その障害の級が同条第3項に規定する意見書において身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から3級までに該当するとされたもの

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条に規定する精神保健福祉センターまたは同法第18条に規定する精神保健指定医その他精神障害の診断もしくは治療に従事する医師により知能指数が50以下と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級に該当するもの

(3) 医療費 重度心身障害者の疾病または負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」

という。)の規定による医療に関する給付を含む。)が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による療養の給付(高齢者医療確保法による医療に関する給付を含む。以下この号において同じ。))を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額)と当該疾病または負傷について他の法令等の規定により国または地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、成年後見人その他の者で、現に重度心身障害者を扶養しているものをいう。
- (5) 基本利用料 健康保険法第88条第1項または高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護を受けた者について、同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額に相当する額に、同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (6) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第1項または高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費が支給される者に係る同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額に相当する額をいう。
- (7) 生活療養標準負担額 健康保険法第85条の2第1項または高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費が支給される者に係る同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額に相当する額をいう。
- (8) 付加給付 医療保険各法の規定により被保険者もしくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるものまたは医療保険各法の被扶養者の家族療養費について当該医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。
- (9) 協定医療機関等 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、同号に規定する保険薬局および同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者であつて、市長と協定を締結したものをいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる重度心身障害者(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者もしくは高齢者医療確保法第55条第1項もしくは第2項(高齢者医療確保法第55条の2第2項においてこれらの

規定を準用する場合を含む。) もしくは高齢者医療確保法第55条の2第1項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているもののうち市が保険料を徴収すべきものその他規則で定めるもので、医療保険各法または高齢者医療確保法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受ける者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項または第2項の規定によりなお従前の例によることとされる平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づく措置により小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている者または同号もしくは同法第27条の2第1項の規定に基づく入所の措置によりこれらの規定に規定する児童福祉施設に入所している者
- (4) 65歳以上75歳未満の者(前条第2号イに規定する者その他市長が定める者を除く。)であつて高齢者医療確保法第50条第2号の認定を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者ならびにその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)および民法(明治29年法律第89号)第877条第1項の規定による扶養義務者のうち、当該重度心身障害者の生計を主として維持する者の前年(1月から7月までの間に行われた医療に関する給付については、前々年)の所得の額が規則で定める額以上であるときは、当該重度心身障害者は、対象者としなない。

3 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格の認定申請)

第4条 重度心身障害者が受給資格者として認定を受けようとするときは、本人または保護者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査のうえ、受給資格があると認定した者(以

下「受給者」という。) に対しては受給者証を交付し、受給資格がないと認定した者に対してはその旨を通知するものとする。ただし、受給者のうち第6条第1項の医療費の助成の額が生じない者については、受給者証を交付しないものとする。

(受給期間)

第5条 医療費の助成は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める期間に行われた医療に関する給付について行うものとする。

(1) 対象者となった日の翌日から起算して14日以内に前条第1項の規定による申請をした者
当該対象者となった日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月（当該受給資格を喪失した日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。次号において同じ。）の末日までの期間

(2) 対象者となった日の翌日から起算して14日を経過した後に前条第1項の規定による申請をした者
同条第2項の規定により受給資格があると認定された日の属する月の初日から受給資格を喪失した日の属する月の末日までの期間

(助成の額)

第6条 医療費の助成の額は、受給者に係る医療費（当該受給者が第2条第2号エに規定する者である場合は、入院に係るものを除く。）から一部負担金として規則で定める額、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。

2 市長は、基本利用料が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、その超える額を助成することができる。

(助成の方法等)

第7条 医療費の助成は、市長が、協定医療機関等からの請求により当該協定医療機関等に支払うことによつて行う。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、医療費の助成を、受給者または保護者からの申請により当該申請をした者に支払うことにより、または市長が別に定める方法により行うことができる。

3 前項の申請は、受給者が医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。

(資格喪失等の届出)

第8条 受給者または保護者は、受給者がその資格を喪失したとき、または申請事項に変更があつたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲渡または担保の禁止)

第9条 医療費の助成を受けることのできる権利は、譲渡または担保に供してはならない。

(助成金の返還命令)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為によつて助成を受けた者があるときは、助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年9月1日から施行する。
- 2 旧亀田市心身障害者医療費助成条例（昭和48年7月19日亀田市条例第34号）の規定に基づく受給資格者は、この条例の規定に基づく受給者とみなす。
- 3 戸井町、恵山町、楸法華村および南茅部町の編入の日（次項において「編入日」という。）において、現に廃止前の戸井町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年戸井町条例第27号）、恵山町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年尻岸内町条例第2号）、楸法華村重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年楸法華村条例第18号）または南茅部町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和48年南茅部町条例第31号）（次項においてこれらを「廃止前の条例」という。）の規定により受給者とされている者（重度心身障害者に限る。）は、この条例の規定により受給者とされた者とみなす。
- 4 編入日前に廃止前の条例の規定により受給者とされた者が受けた医療に関する給付に対する医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年9月1日から適用する。

附 則（昭和48年12月1日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月6日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年12月24日条例第33号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月2日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和59年9月25日条例第20号）

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第5号）

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和63年規則第46号で、昭和63年7月1日から施行）

附 則（平成6年12月16日条例第40号）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、改正後の第6条中「標準負担額」とあるのは、「600円（健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額）」とする。

附 則（平成7年9月29日条例第34号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成9年3月27日条例第7号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月11日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月17日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第15号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第62号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第21号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成14年 9 月27日条例第45号）

- 1 この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 6 月25日条例第30号）

- 1 この条例は、平成16年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月17日条例第77号）

この条例は、平成16年12月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月25日条例第11号）

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月29日条例第37号）

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第101号）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例および函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 7 月 7 日条例第37号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 9 月27日条例第56号）

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月24日条例第20号）

- 1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年6月26日条例第36号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月2日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第13号抄）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月25日条例第50号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月12日条例第26号抄）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月8日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月10日条例第54号）

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の函館市重度心身障害者医療費助成条例、函館市ひとり親家庭等医療費助成条例および函館市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。